

申請に対する処分個別票

所管局部課(担当)名 (電話番号)	都市整備局市街地整備部区画整理課(審査) (06-6208-9418)
処分課(担当)名	都市整備局市街地整備部区画整理課(事業調整) (06-6208-9412)
処分の名称	土地区画整理組合の解散認可 (事業の完成による)
概 要	土地区画整理組合は、解散しようとする場合は、市長の認可を受けなければなりません。
根拠法令等 及び条項	土地区画整理法第45条第2項
審査基準	◎次に掲げる要件をすべて満たすことが必要です。 1 換地処分及びこれに伴う登記が完了したこと。 2 公共施設の管理の引継ぎが完了したこと。 3 清算金の徴収及び交付が完了したこと。 4 換地計画において保留地を定めた場合、保留地の処分が完了したこと。 5 法第45条第1項及び第3項、第4項の規定に違反していないこと。 6 土地区画整理法施行規則第2条第8項に掲げる認可申請書の添付書類を添付すること。 7 その他残業務が存しないこと。
標準処理期間	30日
経由日数	なし
提出先	都市整備局市街地整備部区画整理課(事業調整)
提出時期	随時
提出方法	必要書類を都市整備局市街地整備部区画整理課(事業調整)へ提出してください。
手数料	なし
相談窓口	都市整備局市街地整備部連携事業課
ホームページ	
備 考	